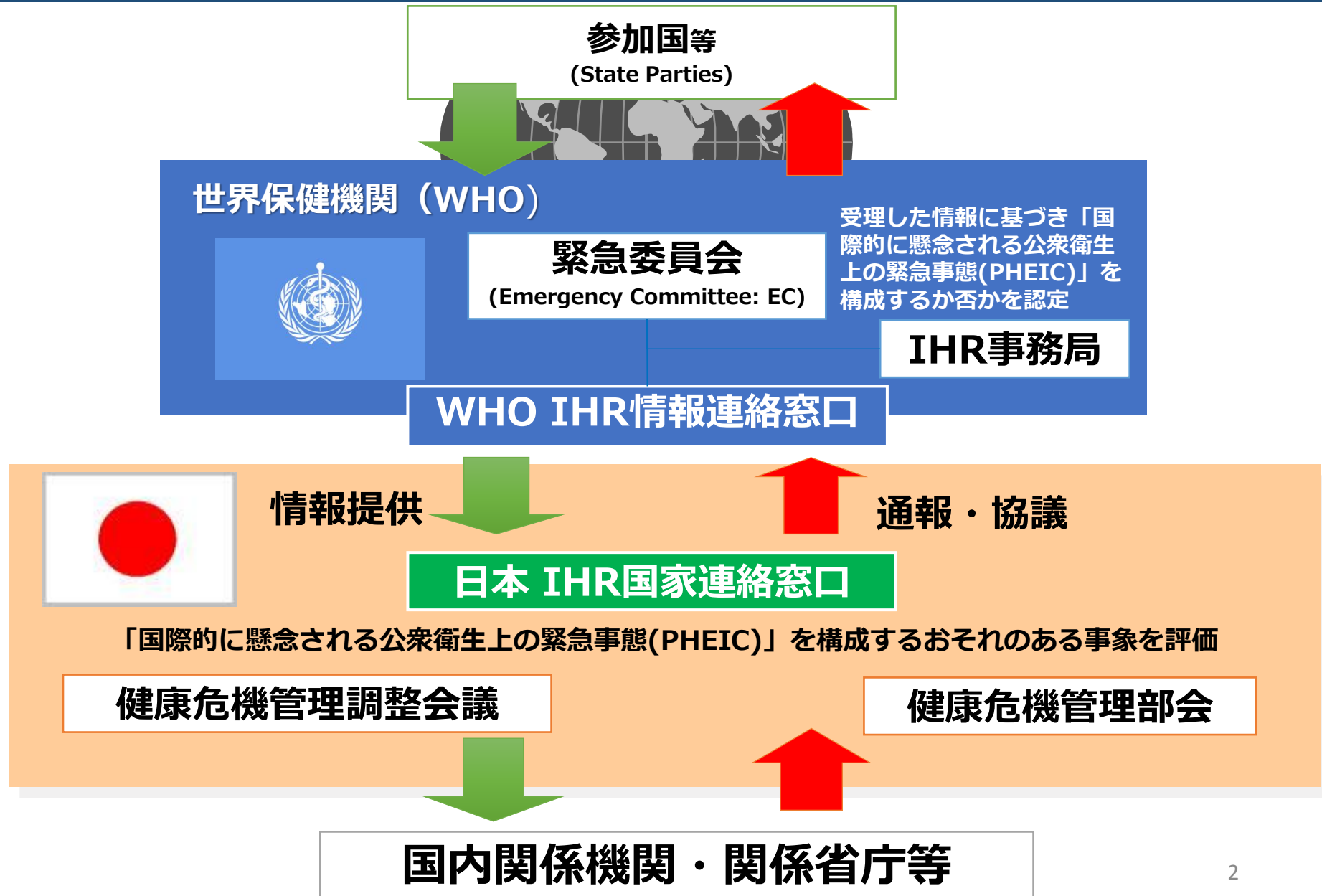


国際保健規則(IHR)(2005)に 基づく活動について

国際保健規則(IHR)(2005)における公式情報の流れ



国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

Public Health Emergency of International Concern (PHEIC)

概要

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」とは、国際保健規則（IHR）に基づく、次のような事態。
 - （１）疾病の国際的拡大により、他国に公衆衛生上の危険をもたらすと認められる事態
 - （２）緊急に国際的対策の調整が必要な事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、**PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。**
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な阻害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置（例：出入国制限、健康監視、検疫、隔離等）を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

PHEICに至った事例

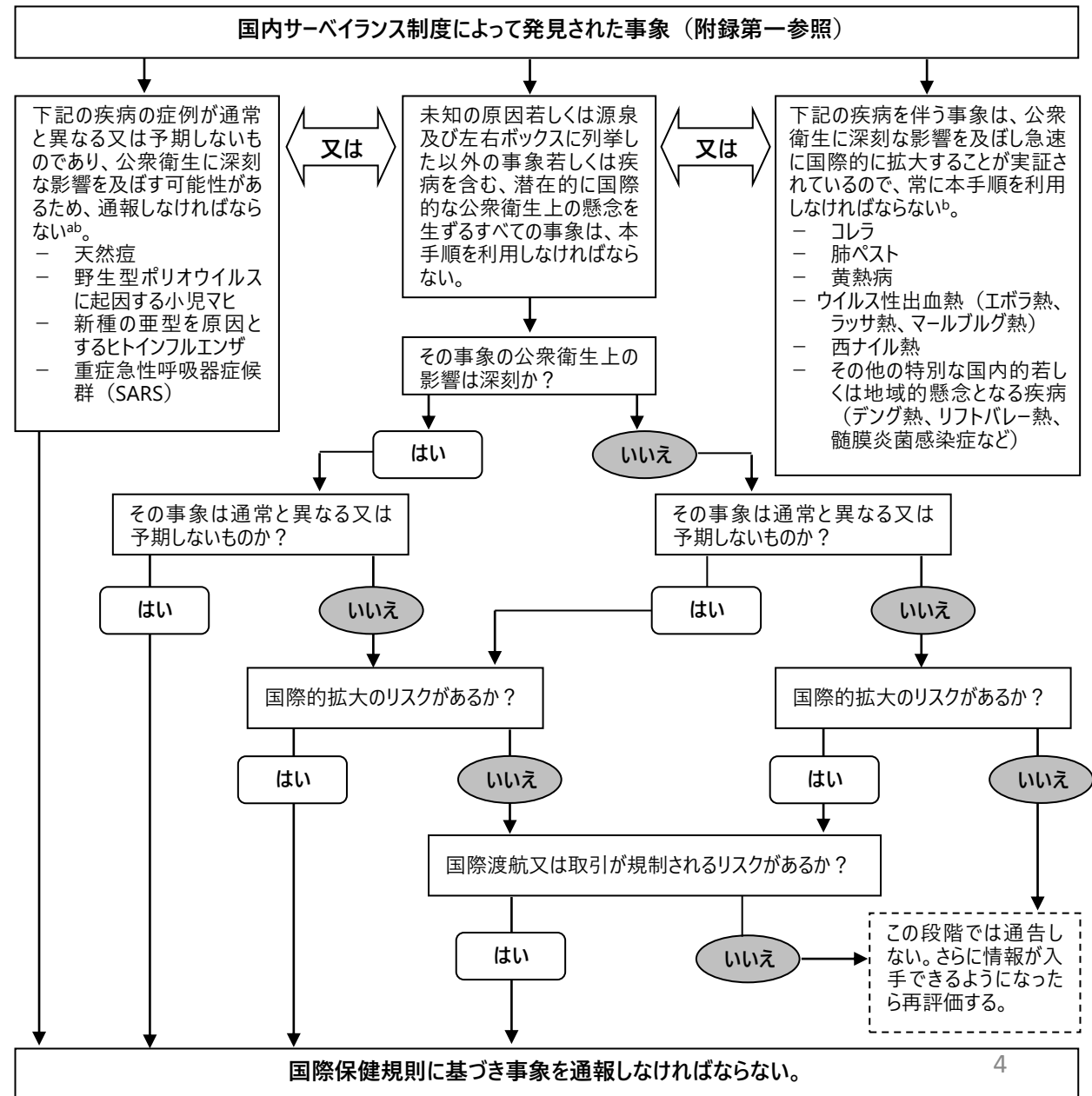
- 2009年4月-2010年8月 豚インフルエンザA(H1N1)
- 2014年5月-現在 野生型ポリオウイルスの国際的拡大
- 2014年8月-2016年3月 西アフリカでのエボラ出血熱の拡大
- 2016年2月-11月 ジカウイルス感染症に関連する
小頭症と神経障害の多発
- 2018年10月-2020年6月 コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱
- 2020年1月-2023年5月 新型コロナウイルス感染症
- 2022年7月-2023年5月 エムボックスウイルスの国際的拡大
- 2024年8月-現在 コンゴ民主共和国を中心とする
エムボックスウイルスの感染拡大

潜在的PHEICの構成要素

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象：
 - 1) **重大な健康被害**を起こすリスクのある事象
 - 2) **予測不可能**、または、**非典型的**な事象
 - 3) **国際的に拡大**するリスクのある事象
 - 4) **国際間交通や流通を制限**するリスクのある事象
- 上記4つのうち、**いずれか2つに事象が該当**するかという質問に「はい」と答えた参加国は、**潜在的なPHEIC**として、国際保健規則第6条に基づき、**WHOに通報しなければならない。**

國際保健規則(2005)附錄第2: IHR(2005) Annex 2

- ・ コレラ
- ・ 肺ペスト
- ・ 黄熱
- ・ ウイルス性出血熱（エボラ、ラッサ、マールブルグ）
- ・ ウエストナイル熱
- ・ その他の国内的又は地域的懸念となる特別な疾病（例：デング熱、リフトバレー熱、髄膜炎菌感染症）



IHR国家連絡窓口の対応

1. WHOとの情報共有・連携

- IHR 6条に基づく継続的なエムポックスの症例情報を共有
- IHR 8条に基づき、日本での輸入麻しん症例からの感染状況や紅麹関連製品による健康被害情報を共有

2. 他のIHR国家連絡窓口(NFP)との間の情報交換

- 新型コロナウイルス感染症やエムポックス、結核、麻しん症例に関する国際渡航関連の公衆衛生リスクの情報共有・照会（44条・30条）
- マイコプラズマ肺炎や梅毒などに関連し、日本の感染症状況に関する情報提供依頼への対応（44条）
- 船舶衛生検査証明書に関する照会（44条） 等

3. その他

- 危機管理情報について他国公衆衛生当局との連携 等
- IHR国家連絡窓口機能の訓練への参加 等